答申第263号

情公第2236号
令和８年11月９日

神奈川県知事
黒岩　祐治　様

神奈川県個人情報保護審査会
会長　　嘉藤　亮

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和８年１月14日付けで諮問された事故報告に関する文書一部不開示の件（諮問第279号）について、次のとおり答申します。

1　審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人に対して行った令和７年９月22 日付け保有個人情報一部開示決定において不開示とした情報のうち、別表に掲げる情報を開示すべきである。

2　審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第１項の規定に基づき、令和７年８月５日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「別添文書　特定記号番号特定年月日に記載されている内容（「厚木土木事務所から事故報告がありました事案について」）に起因する厚木土木事務所が行った事項を示すもの一式」（以下「本件保有個人情報」という。）について、保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、令和７年８月26日付けで、法第83条第２項の規定に基づいて開示決定等の期間を延長した上で、令和７年９月22日付けで、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、令和７年10月29日付けで、行政不服審査法第２条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3　審査請求人の主張要旨

（省略）

4　実施機関（担当：県土整備局厚木土木事務所東部センター）の説明要旨

(1) 法第78条第１項第２号該当箇所について

標記箇所の情報は、いわゆる「開示請求者以外の個人情報」に該当し、文書内容から特定個人の公務員としての内部管理に関する部分が含まれた情報で、一般的に開示を想定した文書ではなく、法第78条第１項第２号ただし書ハに規定する公務員等の職務遂行に関わる情報であっても、これを適用し開示するのは適当ではないと考え、不開示とした。

(2) 法第78条第１項第７号ヘ該当箇所について

標記箇所には、審査請求人に関する部分もあるが、法第78条第１項第７号ヘに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるため、不開示とした。

(3) その他主張に対する意見

審査請求人に関わる部分については、原則として全て開示しているが、審査請求人に対する情報であっても、法第78条第１項第７号ヘに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報については、不開示とした。

また、当所では審査請求人の主張する同一連の文書を所持しておらず、その文書と当所が発した文書との間の相違点が明示されていないため、なぜ真正性が疑われると判断できるのか、個別具体的な主張がなされていないことから、回答を差し控える。

５　審査会の判断理由

(1) 保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が特定した保有個人情報が、自身が他の機関から取得した同一連の文書と異なるとして、保有個人情報の特定の妥当性を争っている。

しかし、審査請求人からは、自身が取得したという文書の内容及びそれとの相違点について何ら具体的な主張が行われておらず、当審査会ではその当否を判断することができない。

(2) 不開示情報該当性について

実施機関は、本件保有個人情報に含まれる情報の一部（以下「本件不開示情報」という。）について、開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第１項第２号）、人事管理情報（同項第７号ヘ）又はこれらの双方に該当することを理由に不開示としているため、以下各号該当性について検討する。

ア　法第78条第１項第２号該当性について

(ｱ) 法第78条第１項第２号本文該当性について

本件保有個人情報は、実施機関で発生した保有個人情報の漏えい事故（以下「本件事故」という。）に関し、本件事故の顛末がまとめられた報告書一式であって、審査請求人以外の者の氏名とともに、当該者の言動や認識等の内容が記載されているため、本件不開示情報は一体として法第78条第１項第２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

(ｲ) 法第78条第１項第２号ただし書該当性について

上記(ｱ)のとおり、本件不開示情報は法第78条第１項第２号本文に該当すると認められるが、同号ただし書イからハまでに該当すれば例外的に開示対象となることが定められている。

この点、当審査会が確認したところ、本件不開示情報は同号ただし書イ及びロに該当するとは認められない。

次に、本件不開示情報には公務員の行為に関する情報が記載されていると認められるから、同号ただし書ハ該当性について検討すると、当該規定の定める「職務の遂行に係る情報」とは、「公務員等が（略）地方公共団体（略）の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する」とされている（個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準）。そのため、人事管理上保有する職員の身分取扱いに関する情報は、職務の遂行に係る情報には含まれないと解される。

これを前提に検討すると、事故報告書という文書の性質上、報告書に記載された公務員の行為に関する情報は、本件事故に関わった公務員の職員考査に関わる情報としての性質を帯びており、人事管理上保有する職員の身分取扱いに関する情報に該当するといえるから、公務員の職務遂行情報には該当しないものと認められる。

以上のことから、本件不開示情報は、法第78条第１項第２号ただし書イからハまでに規定する例外的な開示情報のいずれにも該当しないと認められる。

(ｳ) 法第79条の部分開示の可否について

法第79条は部分開示の義務について定めているため、本件不開示情報について、法第79条に基づく部分開示の可否について検討する。

この点、本件不開示情報のうち、個人の氏名、性別、生年月日、職員番号、役職その他特定の個人を推認させる情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるから、部分開示の余地はない。

その余の本件不開示情報のうち、別表に掲げる情報は、本件事故の発生所属における再発防止策に関する情報であるから、これを開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれはないと認められるため、部分開示すべきである。

一方、その余の本件不開示情報から別表に掲げる情報を除いた情報は、本件事故に関わった職員の言動や認識等の内容及び特定所属の管理監督者間のみで共有されている内部人事情報であると認められる。そのため、これが開示されることで、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認め難いため、部分開示を行わなかったことは妥当である。

(ｴ) 小括

以上のことから、別表に掲げる情報は法第78条第１項第２号本文に規定する情報に該当しないが、その余の情報はこれに該当する。

イ　法第78条第１項第７号ヘ該当性について

実施機関は、本件不開示情報の一部について、法第78条第１項第７号ヘに該当することを理由に不開示としているが、当該不開示情報は、上記(2)アで述べたとおり、同項第２号本文に該当する。

そのため、当該不開示情報については、同項第７号該当性を判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 結論

実施機関は、別表に掲げる情報を開示すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6　附言

保有個人情報の全部又は一部の不開示決定を行う際は、行政手続法第８条に則り理由提示義務が生じるが、その趣旨は、開示請求者に審査請求等の便宜を与えることにあると解されるため、決定における不開示部分及び不開示理由の示し方については、具体的な不開示箇所を明示したうえで、当該箇所に対応した不開示理由を記載すべきである。

この点、本件請求に係る保有個人情報一部開示決定通知書の「開示しない部分」欄には、①「開示請求者以外の個人に関する情報」及び②「開示請求者の情報であるが、人事管理に係る事務に関する情報」と記載されるにとどまり、具体的な不開示箇所が記載されていないため、開示された保有個人情報の写しと照らし合わせたとしても、不開示箇所のうちのいずれの箇所が①又は②に該当するのか判然としない内容となっていた。

そのため、今後実施機関が不開示決定を行うにあたっては、具体的な不開示箇所を明示したうえで対応する不開示理由を記載するよう、ここに附言する。

7　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表（開示すべき情報）

・令和６年６月 26 日付け「事故の発生について（報告）」４ページ目の「（実施済みの対応策）」欄の不開示情報 ・令和６年５月 10 日付け「保有個人情報等に係る漏えい等報告書」５ページ目の「(8) 再発防止のための措置」欄の不開示情報

別紙

審　査　会　の　処　理　経　過

年　　月　　日	処　　理　　内　　容
令和８年１月 14 日 （収受）	○ 諮問
令和８年４月８日	○ 法第 106 条第２項の規定により読み替えた行政不服審査法第 81 条第３項において準用する同法第 76 条の規定に基づき審査請求人から提出された主張書面等を収受
令和８年７月 14 日	○ 法第 106 条第２項の規定により読み替えた行政不服審査法第 81 条第３項において準用する同法第 76 条の規定に基づき審査請求人から提出された主張書面等を収受
令和８年９月 24 日 （第 371 回審査会）	○ 審議
令和８年 10 月 29 日 （第 372 回審査会）	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏　　名	現　　職	備　　考
飯　島　奈　津　子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
笠　　間　　透	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉　　藤　　亮	神　奈　川　大　学　教　授	会　　長
金　井　惠　里　可	文　教　大　学　教　授	会長職務代理者
中　嶌　　慶　子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和８年11月９日現在）（五十音順）